

入院・手術の保障、死亡時の保障をひとつにまとめた あんしん生命の「メディカルKit NEO 死亡保障セットプラン」!!

NEW!

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型) [無配当]

1入院60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型/死亡保険金の給付倍率:100倍
特定疾病保険料払込免除特則/初期入院保障特則/特定悪性新生物保険金前払特約/3大疾病入院支払日数無制限特約/先進医療特約



特長
1

1~9日間の短期入院でも **10日分お受け取り** いただけます!
<初期入院保障特則>
3大疾病の入院は **支払日数無制限!**
<3大疾病入院支払日数無制限特約>

充実の医療保障!

3大疾病(がん、心疾患^{*1}、脳血管疾患)の治療のための入院は、支払日数無制限で保障します。

重い手術 の場合は **より手厚く保障!**
手術の種類により入院給付金日額の5倍、10倍、20倍、40倍

公的医療保険対象の手術・放射線治療、約1,000種類^{*2}を保障!
開頭手術など、重い手術の場合は、より手厚い手術給付金をお受け取りいただけます^{*3}。
<主契約>

特定疾病【悪性新生物(がん)・心疾患^{*1}・脳血管疾患】で所定の状態に該当された場合
将来の **お払込みが不要** となります!
<特定疾病保険料払込免除特則>

^{*1} 高血圧性心疾患は含まれません。
^{*2} 2019年2月末時点 当社調べ
^{*3} 手術給付金の詳細につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

特長
2

お手ごろな保険料で **死亡の保障** を **一生涯確保** できます!
NEW!

万一のときも保障!

保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料をおさえています。
<主契約>
保険料払込期間満了後の解約返戻金は、死亡保険金部分を含めて、入院給付金日額の10倍です。

特長
3

医療技術の進歩に伴い、今後ますます多様化するがん治療を選択するための備えとして!
NEW!
所定の悪性新生物と診断確定された場合に、ご希望により **将来の死亡保険金のお受け取りに代えて**

重篤ながん治療の備えとして!

保険金をお受け取り いただけます。
<特定悪性新生物保険金前払特約>

死亡保険金をお支払いするタイプで「特定疾病保険料払込免除特則」を付加したご契約の場合、この特約を付加できます。
この特約の保険料は不要です。

*死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際してご注意いただきたいこと。

- ◆死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。
- ◆死亡保険金部分を解約返戻金のある当社の死亡保険(終身保険)と比較すると下表のとおりです。
- ◆下表のとおり、**死亡保険金には、解約返戻金を活用した資産形成機能はなく、将来、ご契約内容を見直す場合等でも解約返戻金を活用することはできません。**未成年のお客様を被保険者とする場合は、ご契約に際して特にご注意ください。

【共通契約条件】 計算基準日:2019年7月2日、30歳男性、
保険期間・保険料払込期間:終身、死亡保険金額:500万円、
保険料払込方法:月払(口座振替)

【メディカルKit NEO契約条件】 入院給付金日額:10,000円、
入院給付金の支払限度の型:60日型、手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型:Ⅲ型、特定疾病保険料払込免除特則、初期入院保障特則 付加

(注) 右表の払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。
また、裏面の保障内容(契約条件)と相違しています。

保険種類	メディカルKit NEO・死亡保険金部分			(ご参考)終身保険		
	月払保険料	4,500円		8,655円		
経過年数	払込保険料合計額(①)	解約返戻金(②)	返戻率(②÷①)	払込保険料合計額(①)	解約返戻金(②)	返戻率(②÷①)
1年	54,000円	0円	0.0%	103,860円	0円	0.0%
5年	270,000円	0円	0.0%	519,300円	237,500円	45.7%
10年	540,000円	0円	0.0%	1,038,600円	820,000円	78.9%
20年	1,080,000円	0円	0.0%	2,077,200円	1,661,000円	79.9%
30年	1,620,000円	0円	0.0%	3,115,800円	2,499,000円	80.2%

東京海上日動あんしん生命

このチラシは商品の概要をご説明しています。また、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細につきましては「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

メディカルKit NEO 保障内容



保険期間:終身

入院給付金日額

10,000円

入院給付金日額

5,000円

保険金・給付金・特約・特約等の種類		どんなとき		10,000円		5,000円	
主契約	入院 <疾病入院給付金> <災害入院給付金>	 病気や不慮の事故によるケガで所定の入院をされたとき*1	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1入院につき60日まで、通算支払限度日数1,095日 初期入院保障特則を付加した場合、初期入院保障特則の対象となる入院をしたときは、日数に応じた上記給付金はお支払いしません。		
	手術・放射線治療 <手術給付金><放射線治療給付金> 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型(Ⅲ型)	 病気やケガで公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療を受けられたとき*1*2 約1,000種類の手術に対応 何度でも	手術の種類により1回につき 40・20・10・5万円 放射線治療 1回につき 10万円	手術の種類により1回につき 20・10・5・2.5万円 放射線治療 1回につき 5万円			
	死亡保障* <死亡保険金> 死亡保険金の給付倍率100倍	死亡されたとき	10,000円 ×100倍 100万円	5,000円 ×100倍 50万円			
特約 特定疾病のときの保険料払込免除 <特定疾病保険料払込免除特約>	以下①または②に該当したとき*1、将来の保険料のお払込みが不要となります。 ①初めて悪性新生物*3と診断確定されたとき*4 ②心疾患または脳血管疾患*3を発病したと診断され、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けられたとき						
入院 <初期入院保障特約>	病気やケガで1～9日間の所定の入院をされたとき	一律 10万円	一律 5万円				
特約	特定悪性新生物保険金前払特約 *5 <特定悪性新生物保険金>	悪性新生物*3について、以下のいずれかに該当したと診断確定されたとき*1 ○悪性新生物の病期分類*6によりⅢ期またはⅣ期に分類されること ○悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ○他の臓器に転移したこと (標準治療がないか、標準治療が終了し、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。「標準治療の終了」とは、医学的に効果が認められる一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。	主契約の死亡保険金額のうち指定した金額(指定保険金額)	×	請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%~99%)		
	3大疾病による入院 <3大疾病入院支払日数無制限特約>	3大疾病(がん・心疾患*3・脳血管疾患)で所定の入院をされた場合で主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院または通算の支払限度日数を超えたとき ・1入院の支払限度日数(60日) ・通算の支払限度日数(1,095日)	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円			
	先進医療特約 <先進医療給付金>	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき*1*7	先進医療にかかわる技術料 支払限度額 通算2,000万円				

注 先進医療特約の保険期間は10年で、最長90歳まで自動更新が可能です。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

上記の他、バラエティ豊かな特約をニーズに合わせてプラスできます!

メディカルKit NEO 死亡保障セットプラン 保険料例

保険期間・保険料払込期間・終身(月払・口座振替扱、円) 2019年7月2日現在

ご契約年齢	男性		女性	
	入院給付金日額10,000円	入院給付金日額 5,000円	入院給付金日額10,000円	入院給付金日額 5,000円
20歳	4,145	2,135	4,491	2,311
30歳	5,498	2,813	5,652	2,897
40歳	8,021	4,076	7,243	3,708
50歳	13,063	6,608	10,139	5,169
60歳	22,350	11,265	15,024	7,604

【解約について】
 保険料払込期間中の解約返戻金はありませぬ。保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありませぬ。特約のみの解約はできません。

- * 死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際しては、表面の「ご注意ください」を必ずご確認ください。死亡保険金をお支払いしないタイプもあります。
- * 1 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険金・給付金等のお支払事由または保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険金・給付金等のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- * 2 手術給付金については、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。放射線治療給付金は、電磁波温熱療法を対象として含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりませぬ。)また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、支払対象となった最後の受療から60日以内の受療は対象になりませぬ。
- * 3 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりませぬ。その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。
- * 4 悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。*8
- * 5 この特約については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを悪性新生物に関する不担保期間とします。不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物と診断確定された場合は、特約は無効となり、保険金のお支払いはいたしません。*8
- * 6 「悪性新生物の病期分類」とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。
- * 7 公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限ります。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象になっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度にもとづき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象になりませぬ。
- * 8 悪性新生物およびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

取扱者/代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

本社募資 '19-KL01-HZ019 E76-18820(1)改定201906